

衾覆儀の成立と変容

——王朝貴族の婚姻儀礼

服藤 早苗

はじめに

平安時代の中ごろ、『源氏物語』の著わされた時代は、華やかな宮廷文化が栄えた、とされている。女性にとって生涯でもっとも華やいで、思い出深い人生儀礼と考えられる結婚式は、どのように行われていたのか。そもそも、当時、結婚式は、もともと華麗な人生儀礼だったのか。何時から華やかに挙行されるようになったのか。男女の結合により、新たな姻戚関係をつくりあげ、政治的転昇をもたらず結婚とのお披露目である婚礼は、貴族層にとってきわめて重要な儀礼であると推察される。しかしながら、平安時代の婚姻儀礼研究は、五十年以上前の女性史開拓者高群逸枝氏⁴¹と日本文学研究の中村義男氏が著した概説書⁴²以後、歴史学や日本文学などのどの分野でも、ほとんど進展していない状況である。また多くの概説書⁴³でも、詳細な論述ではない。筆者は、近年、平安中期の婚姻儀礼の各構成要素を史料に則し、いくつか具体的に検討してきた⁴⁴。小稿もそのひとつの検討であり、婚礼第一夜から三日間行われた、新郎新婦に夜具である衾をかける儀礼、すなわち衾覆儀を取り上げ検討す

る。

平安貴族の婚姻儀礼を概説する際、必ずといってよいほど取り上げられるのは、十二世紀初頭に大江匡房によって著された儀式書『江家次第』の「執智儀」である。この儀式書によると、婚礼当日、消息文が新郎側から新婦側に届けられる。夜になると智公が松明をもつ前駆等、多くの従者を従え新婦邸宅にやってくる。火合わせが行われ、智公が寝殿の階を登ると、杳取人が杳を取る。その後の衾覆儀にかんしては、次のように記されている。

智公帳内に入り、姫君出る。(割注略) 智公装束を解く。衾を覆う(物告の女上臈覆う)(〽内は二行割注、以下同)⁴⁵

智公帳内に入り、姫君(新婦)が他の部屋から出て帳中に入り、智公が装束を脱ぐと、衾が覆われる、との手順が記されている。衾覆人は、「物吉の女で上臈の者」とある。この衾覆は何時頃から史料に出てくるのか、衾覆人は誰になるのか、さらに、衾とは何か、衾覆は本来何行ったのか、など様々な疑問が出てくる。小稿では、まずは、衾覆儀の始まりの時期、衾覆役の人物や新郎新婦との続柄、衾

の実態、さらにその変容過程を検討する。その際、天皇と東宮への入内と貴族層、貴族でも摂関家と他の貴族層等、身分や階層への視点を重視したい。なお、主として婚姻年月日が明確になる記録類の婚姻儀礼を史料として分析し、適宜文学作品も使用した。

第二章 衾覆儀の成立

1 平安中期の史料

管見の限りではあるが、衾覆儀が最初に史料として出てくるのは、①寛仁二年（一〇一八）正月三日に元服したばかりの後一条天皇十一歳へ三月七日、道長女尚侍威子二十歳が入内した史料である。入内当日、申刻、御書使が威子宅に来る。酉刻に内裏の殿舎に入る。威子の殿舎に御使の内侍が来る。「内より早く上らしめ給うべき由、御消息有り（掌侍ならびに使御）、被物有り（女装束、綾掛を加う）、次で上らしめ給う」（『左経記』）。その後

母々御衾を供す（『御堂関白記』）

さて入らせ給ひぬれば、殿の上おはしまして、御衾参らせ給ふほど、げにめでたき御あへものにて、ことわりに見えさせ給ふ。（『栄花物語』巻十四 あさみとり）⁴⁶

かつて検討したが、天皇と東宮への入内は、新婦が新郎の寝所に行く嫁取婚だった。⁴⁷ 威子も、「西北対に装束」（『御堂関白記』）とあり一条内裏の西北対殿舎に入ると、天皇から内侍（掌侍）を使者に、上るようにとの召しがあり、天皇の寝所（夜の大殿）に上がった。その際、威子の母源倫子が同行し、帳内で衾を供している。

ついで史料にあらわれるのは、②東宮敦良親王（のちの後朱雀

天皇）十三歳に、道長女嬉子十五歳が入内した治安元年（一〇二二）二月一日の史料である。残念ながら、記録類では、藤原実資が、養子資平から聞いた「昨、戌時尚侍、入宮す」（『小右記』同年同月二日）との記事が残るだけで詳細は不明である。ただし、『栄花物語』につきのように描写されている。

かくて参らせ給ひぬれば、あわただしきまで心もとなく、「疾く疾く」とそそのかし給はする程も、殿の上、「あさましう、物恥もせさせ給はぬよ」と、をかしくおほす程に、やや更けて上らせ給へるに、いつしかとかひがひしう、むげに世なれたる男の有様におはしますも、あさましうこの御前はおほし見奉らせ給ふ。御衾は、例の上の御前参らせ給ふ。（『栄花物語』巻第十六 もとのしづく）

戌刻に、内裏の尚侍殿舎に決められた登花殿に入ると、東宮敦良親王からは、「早く早く」とせかす使者が来て、尚侍嬉子は東宮殿舎凝華舎（梅壺）に上る。ここでも、母である倫子が同行し、御衾を参らせる、すなわち衾覆を行っている。

ついで、③長暦元年（一〇三七）七月二日に元服した東宮親仁親王（のちの後冷泉天皇）十三歳に十二月十三日、章子内親王十二歳が入内した記事である。前年の長元九年（一〇三六）七月十七日、章子内親王の父後一条天皇が没し、九月六日には母中宮威子が亡くなる。東宮親仁親王の母嬉子も出産の時に亡くなっており、じつは、この時東宮も章子内親王も、上東門院彰子の高陽院に同居している。十三日には、章子内親王は「寝殿の東三間を御在所」、東宮は「寝殿の西二間を以て東宮夜大殿」として婚禮が行われている（『平記』）。当日、黄昏頃、東宮から書使が遣

わされる。さらに、亥一刻に皇子内親王は御着裳を行う。その後、次のように記されている。

次いで参り御す。寢殿西二間を以て東宮夜大殿と為す。御使有り。女房に女装束一襲を賜う。関白殿候せしめ給う。御沓を懐にし給うと云々。殿御衣を以てこれを覆う。三日不動。又三日有り、御殿油を消さずと。(『平記』)

同じ邸宅の同じ寢殿を二つに区切り、新婦と新郎の邸宅に準え、御書の使者もきちんと送っている。さらに、東宮から女房の使者が来て、皇子内親王は東宮夜大殿に参御している。衾覆人は、関白頼通であった。「三日不動」にも注目しておきたい。

平安中期の衾覆儀の最後の史料は、④長暦三年(一〇三九)十二月二十一日、後朱雀天皇に教通娘生子二十六歳が入内した史料である。後朱雀天皇は、春宮の時キサキであった嬉子を亡くし、三条天皇と妍子の皇女禎子内親王が入内しており、さらに頼通養女嬢子が入内したが、同年八月十九日女子出産後亡くなっていた(『百鍊抄』)。まだ、悲しみの余韻が残る頼通にとっては、許し難い入内であり、二人の兄弟の確執はいよいよ増していく。頼通は、「輦車借り申さると雖も、関白殿借されず、よりに新に作ると云々、事の大略はなはだ以て過差なり」と、輦車を貸さないなどの入内妨害をするが、新造しかえって華やかに生子は入内する。しかし「他の殿上人無しと云々」(以上『春記』)と教通親族のみの参列という寂しい入内であった。

今夜宿侍す。女御参上し給うこと、昨日の如しという。四条中納言ならびに一族の人々扈從と云々。内府ならびに北の方相共に二間に臥し給うと云々。彼の北の方御被を覆い奉る料

と云々。(『春記』同年同月二十三日)

藏人頭藤原資房の日記の第三日目を記したカ所である。最後に、教通の北方が「奉覆御被之料」と記されている。教通の北方は、「内の大殿の上は、三条院の女二宮、この度は添ひ奉らせ給へり」(『栄花物語』卷第三十四 暮まつほし)とあり、三条天皇二宮禎子内親王であり、万寿三年二月五日(『日本紀略』)に結婚していた。教通北方禎子内親王が、御被を覆う、すなわち衾覆儀を行ったこと、しかも三日間行った可能性のあることを指摘しておきたい。

以上、平安中期までの衾覆儀史料は四例である。どれも天皇と東宮に関わる入内のみの史料である。

2 衾覆人と衾覆儀の成立

まず、検討するのは、衾覆人である。四例のうち、①威子と②嬉子の場合は、生母倫子が衾覆役をはたしている。さらに、④生子の場合も、生子の実母公任女は、万寿元年(一〇二四)正月六日に亡くなっており(『小右記目録』)、先述のように教通は禎子内親王と再婚しており、北方と呼称される義母(嫡母)である。③皇子内親王の場合、すでに両親とも没し、父の母であり、母の姉である上東門院彰子に養育されていた。関白頼通は、母の兄である。したがって、母方伯父、実質的養父が衾覆人であったことになる。四例でしかないが、ともに新婦母か新婦親族が衾覆人だったとして良いと思われる。

高群逸枝氏は、「母の衾覆には、當人同士の自由結合になる新枕を、母がひそかに庇護し、介添えするというほどのいみが感じられる。しかし後になると、後代娶嫁婚の「床入り」にも似たよう

なものとなり、儀式化され、褥礼化されたものともなってくる」と指摘している。⁹⁹ たしかに、十世紀には、娘の母親が娘の男性選びを行っているような話が多い。たとえば、『大和物語』七十六には、「桂のみこの御もとに、嘉種よしたねが来たりけるを、母御息所、聞きつけたまひて、門をささせたまうければ、夜ひと夜立ちわづらひて、かへる」とあり、宇多天皇皇女宇子内親王のもとに、源嘉種が通っているのを母親である御息所（十世王女）が聞きつけて、門を閉めさせた、とある。母親が娘の性関係を監視、あるいは庇護している。また、『後撰集』には、「人のむすめに源かねぎが住みけるを、女の母聞き侍りて、いみじうせいし侍りければ、忍びたる方にて語らひける間に、母しらずして俄にいきければ」等、「母」と特記する場合が多い。もともと、『蜻蛉日記』作者の場合は、兼家が作者の父に求婚した、とあり十世紀中期にはすでに父親が決定権を持つようになりつつあるが、母親の介入も大きかったのであろう。とりわけ、道長と源倫子の場合など倫子の母藤原穆子の助言が大きな力を持ったことは周知のところである。¹⁰⁰

興味深いのは、生子入内の時、「内府ならびに北の方」が三日間内裏に宿泊し、「北の方御被を覆い奉る」とあり、夫婦が宿泊し、衾覆に関与していたことである。また、章子内親王の場合は、母方親族の頼通が衾覆を行っていた。北の方隆姫の記事はないが、新婦の母代わりである隆姫も居た可能性もあるように推察される。平安中期の衾覆人は、新婦の母親、もしくは母方親族であり、なおかつ夫婦の可能性もあることを指摘しておきたい。

衾覆儀が、第一日目に新郎新婦の寝所隊におこなわれたことは確実であるが、では、第二日目、第三日目の夜は、如何であろうか。

③章子内親王の場合、「殿御衣を以てこれを覆う。三日不動」とあった。三日間同じことを行っている。④生子入内の時には、入内の三日目の資房の日記に、「内府ならびに北の方相共に二間に臥し給うと云々。彼の北方御被を覆い奉る料と云々」とあった。教通と北の方が寝所の近辺に臥し、三日間衾覆を行ったことが確かめられる。三日間とも行われたことと推察されるのである。

では、この衾覆儀は何時から始まったのであろうか。すでに前掲拙稿でしばしば検討したように、書使や後朝使、三日夜餅などは、十世紀前期の重明親王の結婚や、娘の徽子女王の村上天皇への入内儀などにすでに儀式内に組み込まれており、十世紀初頭には成立していたことが推察された。ところが、衾覆儀は、十一世紀初頭からしか史料にあらわれないのである。もともと、寛仁元年（一〇一七）十一月二十二日、小一条院と道長女寛子の婚礼では、小一条院が戌刻、寛子生母源明子の高松第にやって来たと記す後で、道長は次のように記している。

母々の許より装束ならびに衾等を送り給う（『御堂関白記』）

とあり、「母々」すなわち源倫子から、装束と衾が送られている。この史料から勘案して、衾覆儀は、記録類にも『栄花物語』にも描写されていないが、婚礼に際して、新しい衾が用意されたことや、妻方親族が用意したことなどは確認できる。ただし、この小一条院と寛子の結婚の場合は婿取婚であり、貴族層の婚姻儀礼範疇にはいるので、衾覆儀に関しては、記されていないことを指摘しておきたい。

ところで、何時頃まで遡れるのであろうか。高群氏も中村氏も、衾覆儀の成立時期はまったく検討されていない。ほかの概説書に

もまったくみられない。対案を出すほど史料を提示できないが、十一世紀前後に、天皇・東宮への入内からはじまったのではないかと推察しておきたい。その根拠の第一は、史料的に入内史料しかないことである。第二には、平安時代の文学作品で最も詳細に婚姻儀礼を描写している『落窪物語』には、三日夜餅や露顕などはあるが、衾覆儀はないからである。『落窪物語』で描写される婚姻儀礼は、すべて貴族層同士の婚姻である。したがって、十世紀後期には貴族層に衾覆儀は取り入れられていなかったのではないかと推察されるのである。第三は、入内儀礼で華やかに行われるようになり、十二世紀後期には、むしろその方を露顕と呼ぶようになる入内後十日前後で天皇や東宮が入内した女性の殿舎に出かけ、そこで饗宴や女御宣下が行われる、初渡御儀は、道長女彰子の一条天皇入内から開始されたことである。すなわち、道長は、自身を権威付けるために様々な儀式を創設することが多かったから、正妻倫子が婚姻儀式に参列し、大きな役割を果たす儀礼を考案し創設した可能性が推察されるのである。もっとも、この点は全くの推測でしかないので、仮説として提示しておくのみである。

第二章 衾覆儀の変容

1 貴族層の衾覆儀の成立

平安中期の貴族層の婚姻儀礼には衾覆儀の史料がみられなかったことを指摘した。では、何時頃から導入されるのであろうか。管見では、⑤長治元年（一一〇四）十二月二十八日、権大納言右大将藤原家忠と藤原宗俊女との結婚である。

今夕、土御門亭において右大将の事を企てる所なり。左府（源俊房）偏に相勞せしめ給うところなり。密儀により、万事省略す。書状使無し。亥時ばかり、大将渡り給う、直衣（帯剣）、半蓑車（下簾を懸く）、隨身（布衣番長□□□）、前駟六人（この中に六位二人）、沓取役（宗成）、指燭無し、□衾事（予）、今夜露顕、陪膳（新中将）。今夜、一条殿に宿す。この事、一家の為に誠に大慶なり（『中右記』）

家忠は、故関白師実の息ではあるが、母が北政所麗子ではなく源頼国女であり、庶子だった。ゆえに、一日で露顕まで行っている。藤原宗俊は源俊房女と再婚しており、娘の外祖父左大臣俊房七十歳がこの婚礼を仕切った、とある。「土御門亭」は、村上源氏源俊房宅である。家忠は、最初播磨守定綱女と結婚し、ついでこの土御門亭に智取られた。撰関家でも庶子ゆえ、一日で露顕等の儀式が行われたのであり、すでに撰関家息子といえども処遇には大きな差があった。□は「覆」が入り「覆衾事」と考えて間違いないだろう。衾覆役は、宗忠四十三歳であり、新婦の異母兄にあたる。沓取役の宗成は、宗忠次男で十七歳である。この時新婦の父宗俊は、永長二年（一一〇九七）五月五日（『中右記』）に亡くなっていたが、母源俊房女は、大治五年（一一三〇）七月二十六日「早旦、雲林院に行き向かい、宰相中将（宗輔）ならびに僧（相命）を訪れる。彼の母堂尼上、昨日暁入滅す（年七十五）」（『中右記』）とあるから、当時生存し、四十九歳であった。しかし、母が衾覆役を務めなかったのは、夫没後で出家していたからであろう。

ついで貴族層の婚姻では、⑥永久二年（一一一四）八月十日、権中納言藤原宗忠が、為平宅を経営所として、源大納言雅俊息憲

俊を婿取った記事で、次のようにある。

入夜大夫君来る。前駈六人（この中五位四人）、雑色十人（長内府（源雅実）隨身府生泰兼信）、指燭（宗成、宗重）、沓取（邦宗）（衾覆源大納言北方）、今夜即ち露頭なり。源中納言来らる。殿下御牛ならびに女装束を給う（『中右記』）

為平宅は、新婦父宗忠が用意した邸宅であり、その後、十二月十三日に、「今夜、源大納言大夫君密々堀川五条坊門に渡らしむなり、旧宅を修理するなり。日來右衛門尉為平宅に居住せしむ、今日、此の亭に遷らしむなり」（『中右記』）、と宗忠が用意した邸宅に若夫婦が遷っている。¹⁷『中右記』本文の横に、「衾覆源大納言北方」とあり、新郎の母が衾覆人になっている。指燭の宗成・宗重は新婦の兄弟であり、沓取邦宗は新婦母のオジである。共に新婦方親族がおこなっており、衾覆のみ新郎の母である。宗忠も妻も生存中であり、衾覆人が新婦方に居なかったわけではないのに新郎母が行っており、衾覆人の変容が始まっていることを推察される。もともと、横に書き加えられており、記主宗忠のものかどうか、検討を要することも指摘しておきたい。

さらに、八月十四日には、「今朝大夫君初出仕なり」「源大納言北方、今夜手本送物を渡さる。今夜中御門亭に帰る。十日より経営所にあるなり」（『中右記』）とあり、宗忠とともに十四日まで婚礼場所である経営所に居たようである。八月二十二日には、「源大納言初めて大夫君新所に渡らる、予沙汰に行き向かう。送物を奉る（和琴、錦袋に入る）。晩頭帰らる」（『中右記』）とあり、新郎の父は十二日後に初めて新婚夫妻の邸宅に行き、二人と対面し、贈り物を渡している。その宴の沙汰は、新婦の父宗忠である。

経営所も含めた婚礼儀は新婦方で設営するのに、衾覆は新郎母が行ったことに注目しておきたい。

⑦元永元年（一一一八）十月二十六日、内大臣藤原忠通と権大納言藤原宗通女との婚礼が行われる。忠通は、戌刻、新婦父宗忠が用意した経営所の「三条大宮播磨守基隆宅」に赴き、寢殿の南面妻戸より入御する。

先ず、帳前の茵の上に座す（衾覆の事、民部卿の「上」（『中右記』）

と、新婦母が衾覆人である。撰関家の嫡男である忠通は、翌朝婦宅し、三日間通う。沓取に、「少将重道、衣冠を著し、御沓を奉る。三カ夜間かくの如し。その後、御沓取人無し」（『中右記』十月二十七日）とあり、沓取人は三日間奉仕しているので、衾覆儀も三日間行われた可能性がある。なお、三日夜餅等は、十一月二日に行われている。¹⁸

⑧元永二年（一一一九）十月二十一日、輔仁親王皇子源有仁と故権大納言公実女との婚礼が行われた。公実女の母は、堀河・鳥羽両天皇乳母二位藤原光子である。当日元服した有仁は、光子が主催する白河上皇御所大炊殿の経営所に婿取られた。白河上皇異母弟輔仁親王は、自身の皇位継承が絶たれ、しかも皇子への源姓賜与に忤怩たる思いだったことは、多くの指摘がある。また、当日、『今夕露頭』（『中右記』）と一日で行われる婚礼も撰関家嫡子と比較をしたとき、格下の婚礼であったことは、前掲拙稿で指摘した。夜になり、有仁は大炊殿に到着し、寢殿に登る。

女主帳中に入る。次いで髻公帳の東面より入り解脱す。この間、右兵衛督東面より入り衾を覆い奉る（件の衾帳中に在る

によるか)、やや久しくし右兵衛督枕上方に餅を供す。(『長秋記』)

新婦がまず帳中に入り、新郎が入ると、右兵衛督、すなわち新婦の異母兄実行が衾覆儀を行い、餅も供している。ここでは新婦の兄が衾覆人である。なお、「主人杳実能朝臣夫妻、三日間之を把すべしと云々」(『長秋記』)とあり、杳は三日間同母兄実能夫妻が把握している。当日、三日餅や露頭を行い、翌日帰宅せずそのまま新婦方経営所に居続けるものの、前期からの儀式作法は、形式的に継続していることを指摘しておきたい。衾覆人は新婦方の親族である。

以上、院政期に貴族層の婚礼で出現する衾覆儀についてみてきた。まずは、衾覆儀が貴族層にも浸透していくことが確認できよう。

2 衾覆人の変容

貴族層に浸透していくことを史料から指摘したが、天皇・東宮への入内では、院政期以降も前代同様に行われている。貴族層での衾覆儀初期史料四例では、三例が新婦方親族が衾覆を行っていたが、⑥では衾覆を新郎の母が行っていた。経営所で行われる婚礼は、経営所設営も含め、この期も基本的には新婦方が主催し、新郎親族はその後の対面儀等ではじめて新郎新婦と対面していたから、新郎の母の登場は、大きな変化の兆しである。ここでは、天皇・東宮への入内も含めて衾覆人を検討したい。

⑨寛治五年(一〇九一)十月二十五日、三十四歳の篤子内親王が同母兄白河上皇の皇子堀河天皇十三歳に入内した。叔母と甥の結婚であるが、けっして形式的ではなく、皇位継承者の誕生を祈

願した結婚だったことはすでに様々な史料から明らかにされている。亥刻、篤子内親王が出発し、堀河院皇居に到着し、東対に入御した。天皇方から御使の参河掌侍がやって来て、篤子内親王が寝所に赴き、帳中に入る。

北政所御被を供せらる(『為房卿記』)

御衾役は殿下北政所(『中右記』)

北政所は、関白藤原師実妻麗子である。篤子内親王は師実養女として入内するから、新婦の母が衾覆人だった。前代同様である。

⑩承徳二年(一〇九八)十月二十九日、堀河天皇に故大納言実季女藤原茨子が入内した。篤子内親王は、四十歳を過ぎ皇位継承者誕生が無理と判断されたのである。夜、茨子が入内し、高陽院皇居西北対に入る。掌侍藤原惟子が「登らしめたまうべき由」仰せを伝えると、茨子は寝所に登る。

御衾覆い奉らること、右大将と云々(以上『中右記』)

右大将とは、権大納言源雅実四十歳である。茨子との親族関係は見つけられない。

⑪永久五年(一一一七)十二月十三日、鳥羽天皇十五歳に藤原璋子十七歳が入内する。戌刻に璋子が入内し、御夜大殿に登る。

今夜衾役(民部卿)、御さうか(いせ)イタク人同じ、よりに彼の卿の妻、内裏に参り候すと云々。今夜民部柳下襲を着すは如何是心葬の物なり。憚り有るべし。案内を知らざる人はかくの如し、不覚なり(『殿暦』)

民部卿は、権大納言正二位藤原宗通四十四歳である(『公卿補任』)。璋子の実父公実はすでないが、実母光子は、⑧でみたように生存し権勢を振るっている。ただし璋子は白河上皇の養女となつて

おり、その意味では親族は少ないが、璋子と宗通の親族関係はないうようである。⑩と同様に、新婦の親族ではない。衾覆は右大將宗通であるが、「御そうかい（挿鞋）」である杵を「イタク（抱く）」のは夫婦であり、妻も内裏に宿泊している。

⑫大治四年（一一二九）正月九日、崇徳天皇に摂政忠通女聖子が入内する。寝殿で着裳をした聖子は、夜入内し、御使掌侍美濃がやって来て、寝所に登る。

今夜の御衾覆の事、摂政と云々（『中右記』）。

ここでは、新婦の父が衾覆人である。⑩⑪の例のように、天皇への入内の場合、親族関係にない人物が衾覆人となることが十一世紀末から十二世紀初頭にかけてはじまるものの、新婦親族も未だ存続している。

貴族層にとっても同じである。⑤は新婦の兄、⑦は新婦の母、⑧は新婦の兄、と新婦親族が多かったものの、⑦では新婦の母がみられた。⑬長承二年（一一三三）六月十九日、前摂政忠実庶子頼長と権中納言藤原実能女の婚礼が行われた。実能妻の兄頼頼の二条烏丸亭（元鳥羽上皇の居所）が経営所に成った。頼長は、夜二条烏丸亭に赴く。

衾覆左衛門督（『長秋記』）

左衛門督は、源雅定六十歳であるが、新婦方の親族関係は不明である。

衾覆人選定で興味深いのは、⑭頼長が養女多子を近衛天皇へ入内させるために準備をした際の、次の史料である。

従三位幸子、御衾を覆うべし。服日数の忌有るべくんば、小臣覆うべし。勅して曰く、奏する所、理実然なり。宜しく請

う所にしかるべし（『台記』久安四年十一月二十三日）

頼長妻幸子が衾覆役を勤める予定であるが、服喪の月数内なのでダメなら自分がその役を勤める、としている。幸子の兄弟覚源が死去していた。翌年正月に予定していた入内日は服喪中になったため、誰が勤めるか議論になったのである。服喪中では憚りがあり衾覆人にはなれないと考えられていたことがうかがえる。なお、この婚礼は十二月十四日忠実妻北政所師子が没したため延期され、久安六年正月十日に行われた（『百鍊抄』）が、残念ながら『台記』は遺っておらず、誰が衾覆人になったか不明である。

⑮応保元年（一一六一）十二月十七日に、二条天皇に大殿忠通養女育子が入内する。その時の衾覆人選定は興味深い

五日 大殿より召しあり。参る。伊賀守邦綱朝臣をして仰せしめて云わく、入内御衾覆人は、憚り無き人を撰される事なり。相計りて仰せらるべき由奏聞すべくんば、前関白（忠通）に申すべきなりと。又、帰参しこの旨を申す。御返事に云わく、思慮をめぐらすに、凡そ然るべき人候せず、猶忠親に内々に相尋ね申すべき由奏すべきなり。又帰参し奏聞す。仰せて云わく、早く尋ぬべし。

六日 □□大殿（忠通）、邦綱に付し、御衾覆人の事を申す。大臣以下多く憚り有り□□中宮権大夫実長、源中納言定房、宰相中将（実国）此の三人憚り無き人なり。実長卿は当月妊者有り。中納言定房は宰相中将室軽服の内たり、□□候すべし。右大將（兼実）殿御子息未だ出来し給わず。しかれども他人無くんばもつとも然るべきかの由申し入る。（中略）去夜、大殿仰せられて云わく、この事妻障り無く、ならびに

子息欠せざる人参る所なりと。(『山槐記』)

衾覆人は「無憚人」が条件であり、「妻が憚りなく、子どもも亡く
なつたことがない」人を選ぶことになった。

十七日(前略)襲芳舎、右大将の上の宿所となす。御被覆の
為に相具し参らるべきなり。(中略)夜右大将上、襲芳舎に

参らる。將軍御衾を覆わるべきなり。(中略)主上御夜の御
殿の西戸御帳中に入る。次いで三位殿(育子)上の御衾彌方

より夜御殿北戸に入る。御帳内に入御す。右大将参進し御衾
を覆わる。次いで御挿鞋を取り退出す。(中略)宿所に遣わす。

三日間彼の宿所に置く後、女御の方に献ぜらるべしと云々。

二十日(前略)右大将上相共に退出せしめ給う。日来、御衾
覆により祇候されるところなり。(『山槐記』)

結局、権大納言右大将兼実十三歳が、まだ子どもは生まれていな
いが、衾覆人になっている。新婚はやほやの、子どもが無く憚り
のない夫妻であった。先の、⑭と同様、衾覆人は、天皇の入内の
場合も、親族よりも「無憚人」を撰ぶことになっていることが確
かめられよう。

もつとも、新婦側の夫妻が「無憚人」の場合、衾覆役を勤める
慣行は長く続く。⑯建久元年(一一九〇)正月十一日、摂政兼実
四十二歳の女任子が後鳥羽天皇十一歳に入内した。天皇が御帳に
入り、次いで三位殿(任子)が入る。

主上御装束を撤す(中略)御東枕に臥すなり。次いで三位殿
御袴を脱し御衣を北方に押遣りて臥し御す(主上南、三位殿
北)。その上に先ず紅御直垂を著し、其の上に御衾を著し奉
る(割注略)、次いで御挿鞋を取り、左大将を以て藤壺に遣

わす。次いで余及び大将退下す。御共に候ず女房等、終夜上

御壺襪に候す。次いで余及び大将藤壺の饗座に帰著す(中略)。
人々退下し、余婦り入り、北政所相共に寝に付す。御挿鞋傍
らに在るなり。藤壺坤小局を北政所宿所となす。余の直廬は
凝華舎なり(『玉葉』)

新婦の父兼実が衾覆人である。また、母北政所も藤壺に宿し、挿
鞋を守っている。

興味深いのは、夫妻が内裏に入つても、衾覆役は父親が行つて
いる点である。⑮には「襲芳舎、右大将上の宿所となす。御被覆
の為に相具し参らるべきなり」、「夜右大将上、襲芳舎に参らる。
將軍御衾を覆わらるべきなり」とあり、「上妻」も内裏に宿して
いるが、「右大将参進し御衾を覆わる」と衾覆は夫右大将が行つて
いた。天皇の挿鞋を宿所に置いたとあり、右大将上の宿所、襲芳
舎であろう。つまり、⑮も⑯と同様、夫が衾覆人となり、妻は挿
鞋を三日間守る役だったのである。

衾覆人が父親になり、母は杳懷役を一緒に行うのは、貴族層も
同様である。⑰保元三年(一一五八)二月九日、平信範は娘に蔵
人大夫を婿取つた。

今夜執智事、密々営む。蔵人大夫来居さるなり(各年、男
十五、姫君十三)(中略)男女相伴い帳中に入らる、下官衾
を覆う(直垂なり)(中略)。杳は進士取り、持ち来る、下官
の女房之を受け、唐櫃内に納め了ぬ(『兵範記』)。

父である信範が衾覆人に成っており、杳を女房が受け取つて唐櫃
に納めている。この婚礼も一日で行われたので天皇・春宮、ある
いは摂関嫡子とは違って三日間杳懷することなく唐櫃に納めたの

であろうが、母の役になっている。衾覆人は無憚人を選択するようになるものの、新婦両親の場合は、父親が行うようになっていく。この変化は、すでに平安中期の③皇子内親王入内に関白頼通が衾覆人になった頃から萌芽しており、⑩茨子入内の雅実、⑪璋子入内の宗通など十二世紀初頭には顕著になっており、貴族層でも十二世紀初頭の⑤⑧などにみられる。無憚人でも男性へ変化しており、さらに新婦の場合も父親へ変化したとの史的変容が推察される。

高群逸枝氏は、平安中期の衾覆人が新婦母親であるのは、母の婚姻決定権を示唆していることを前述したが、十二世紀中頃の父への変化は、まさに婚姻決定権が父へ移行したことのひとつの象徴であり、男性への変化も社会全体の男性優位傾向、男性優位の非対称なジェンダー構造が構築されていることが確実である。

第三章 衾の実態

1 衾の調進

では、婚姻儀礼に重要な要素の一つになっている衾覆の衾は、誰が用意・調進するのだろうか。じつは、拙稿で天皇・春宮入内は、新郎方寝所で婚姻儀礼を行い初夜を迎える嫁取婚、貴族層は新婦方寝所で行う婿取婚であると指摘したが、この衾調進の分析からもそのことが実証されるのである。ここでは、それを史料に即して提示することにした。⑨寛治五年（一〇九二）十月十五日の堀河天皇への篤子内親王入内では、次のように記されている。

夜の御所本の如し。西台丑寅角に畳二枚を敷く。御帳中に紅

覆を置く（南方に置かると云々）（中略）裏書、御被は内方設けらるなり（中略）。主上御帳中に入御す（御下より入御す。御覆衣を置き居給うと云々）（『後二条師通記』）
御被両方儲けらる（夜御帳中、内藏献す。宮御帳料は殿下より進めらる）。（中略）御被兼ねて其の中に置く。（中略）主上御直衣を著し兼ねて御帳中と云々（割注略）。北政所御被を供さる。（『為房卿記』）

御衾役殿下北政所（『中右記』）

御被は御衾であるが、御被は「両方」、すなわち新郎と新婦の両方が用意するとあり、当日の「夜御帳中」に用意する御被は、内藏寮が用意し、宮に新婦篤子内親王の料は殿下、実際は「内方」すなわち師通内方に北政所が調進している。北政所は御衾役は衾覆役も行っている。御衾は婚禮の初夜に衾覆人が覆う衾と、新婦の殿舎に置く衾と二つが用意されたが、前者は内藏寮が用意するのが慣例だった。

⑫大治四年（一一二九）正月九日、崇徳天皇への聖子入内は、次のように記されている。

今夜御衾は右衛門督実行卿、調進さる。是本院の仰せに依るなり。

今夜御衾覆事撰政と云々。（中略）

裏書に云わく。

右衛門督談じて云わく、

御衾二領なり。紅打ち八尺六野、シタナルハ綿頗る薄きなり。衣笠の蓋は蒔絵、天永の例なり。蘇芳織物裏、殿下申す□御唐櫃、之を入れ進上するなり。

件の衾は、女御方の中に置き、内藏寮献ずる所の御衾は夜御帳中に置くなり。〔中右記〕

ここでも女御方の帳中に置く衾と、夜御帳中に置く衾が用意され、前者は崇徳の母方伯父実行が調進しており、後者は内藏寮が献上している。

⑭久安四年（一一四八）十一月、前述の頼長女多子入内準備の場合も同様である。

二十三日、法皇に奏していわく、先日右大将実能卿衾を献じ、右兵衛督公能卿餅を献ずべき由、勅許を蒙る。而るに件の両卿、正月軽服日数の内に在り（今月八日、故春宮大夫公実卿息僧覚源入滅す。故に日数内に在り）。除服と雖も、忌み憚る所在るべきや否や、勅して曰く、憚る由、所見無くんば改むべからず。右大将諫して曰く、勅の旨は愚臣の心に於いて不可、憚り無き人を用うに如かず。権中納言忠雅卿は夫婦及び子息において忌む所無し。宜しく彼に献せしむべし。いわゆる疑いを欠つすは、悔い寡きなり。願わくば閣下熟計し、即ち大将の諫をもって法皇に奏し、加えて奏し言す。従三位幸子、御衾を覆うべし。服日数忌むるべくんば、小臣覆うべしと。勅して曰く、奏する所、理実然なり。宜しく請う所に如かるべし（中略）

二十六日（中略）又、御衾を調献すべき由、内藏寮に仰すべし（衾は具注を副え先日経宗に付す）〔台記〕
 実能五十三歳は、頼長の妻幸子の父であり、公能三十四歳はその嫡男で多子の実父でもある。新婦方で衾献上と三日夜餅を行う予定であったが、前述のように実能兄弟覚源が死去した。誰が献上

するか議論になった。実能は、無憚人が良いので、権中納言忠雅を奨めている。実能は、「夫婦及び子息で忌むところない人物が良い」と提言している。新婦方の衾を調進する場合も、「無憚人」がふさわしいと選択されたのである。

⑮保元元年（一一五六）三月五日、鳥羽法皇と美福門院の皇女姉子内親王が春宮守仁親王に入内した記事は大変興味深い。

但し御衾儲けられず、本宮失なり。女御殿御方儲けられる。左兵衛督忠雅卿院宣により調進し御帳中に安ぜらる。期に臨み夜御殿に取り渡さると云々。もっぱら例となすべからず。〔兵範記〕

又大理殿同妻戸に入り（女房告げ申せしむか）、御衾を覆い奉らる（件の御衾庁設くべきなり。然れども具沙汰無しと云々。よりて大理殿調進せしめ給う御衾を用いらると云々。此の御衾は宮御方御帳内に置かるべし。今度の事、おおよそ総て右大弁朝隆卿の沙汰なり）〔山槐記〕

鳥羽院の命により左兵衛督檢非違使別当（大理）忠雅が新婦方の御衾を調進したが、春宮方の用意すべき初夜の夜御殿の衾を用意していなかった。臨機応変に、新婦方の衾を急遽転用したが、これは違例であり、一般化してはいけない、と両日記とも記している。以上、⑨⑫⑭⑮から明らかのように、婚礼初日の衾は、新郎方である天皇や春宮方で用意するべきものであった。新婦方が用意し帳中に置く衾は、天皇や春宮の初渡御日に使用するのである。うでは、貴族層ではいかがであろうか。⑲保元元年（一一五六）二月二十八日、平範家が右衛門佐宗光を婿取っている。平信範は、経営所となった範家の四条東洞院新造家に行き、婚礼の室礼を記

している。

寝殿中央母屋に障子帳を立つ。其の中に縹緗縁畳三枚を敷く。張枕二を安じ、白堅文織物直垂衣を置く。表筵を敷かず、剣を置かず、頗る謂われ無きか、又沈枕を安せずは不審なり。（中略）。餅を薦めずは如何。又衾覆儀無きか。（『兵範記』）

寝殿の帳中に置かれた「白堅文織物直垂衣」が衾にあたる。ところが、三日餅も衾覆儀も無かったので信範は訝しがっている。ここでは、まず新婦方が衾を用意していること、衾覆儀が無い場合もあったこと、が確認できよう。

⑰の平信範女と藏人大夫との結婚では以下の様に記されている。寝殿東北両面装束を敷設す。障子帳に引物を懸く。其の内に沈枕、織物直垂（白）、劍等（錦袋に入る）母屋西壁に剣を副える。（中略）男女相伴い帳中に入らる。下官衾を覆う（直垂なり）（『兵範記』）

寝殿の障子帳の中に、沈枕と織物直垂が置かれており、それを新婦の父信範が覆っている。新婦方での衾の用意である。

⑳治承四年（一一八〇）六月二十三日に行われた右大将良通と中納言兼雅女との婚礼は、平安末であるが、衾調進にとつて大変興味深い記事が載っている。本来は雅通女（母は平清盛女）十一歳を関白基通の子と為し、右大将を迎える予定だったが、忽ち遷都の事が出来して、「非執擘之礼」「非迎婦之礼」両方でない「最略密々沙汰」儀礼となり、女院寝殿で婚礼が行われた。亥刻、新婦が帳中に入り、大将がやってきて帳に入り、暫く臥す。大将が装束を着し、出てきて饌座に付き食した。衾覆儀は無かった。良通父兼実は次のように記している。

そもそも今夜、略儀により衾を調えず、ただ宿衣を用うべしと云々。而るに女房方の衣宿、浮線綾たり。吉事に用い難し。大将方又兼ねて用意すべきにあらざる事なり。日来、宿衣は唐綾なり。忽ち新調し難し。今夜の要事に叶うべからず。すでに欠っさんとす。然れども大将の母（兼実妻藤原季行女）云わく、余の時の衾御倉に在り。是すでに吉例の物たると雖も、略儀たる上、また旧物を用い難し。よりにて、沙汰に及ばず。事すでにけつす如し。今においては計略無し。ひそかに彼の衾を取り出しこれを用うは、自然に吉例に叶う。又今夜の事欠つすべからずか、と云々。事もつともしかるべし。すなわち件の衾を取り出し、兼ねて帳中に置く。すなわち、大将の母之を置く。すべからく衾覆すべしと雖も、三ヶ夜同宿は便宜無し。この程略儀なり。衾覆の儀あるはかえりて礼を忘るというべし。是ただ欠つせざる事の為に、権の儀に廻す所なり。すなわち衾覆の礼は無し。事おわりて余及び女房婦宅す（『玉葉』）

略儀だから宿衣を用いる予定だったが、唐綾ではないので吉例に使えない。本来は新郎である智方が衾を用意するべきではないが、新郎母が婚礼に使用した衾が倉にしまつてあるので、それを出してきて応急に使った。しかし、衾覆儀は、新郎の母が三日間同宿するのは不都合なうえ、略儀なので行わなかった、とある。婚礼の衾は唐綾など儀礼にふさわしい材質であること、衾は新婦方が用意すること、衾覆人は三日間同宿すること、婚礼の衾は倉に納めておくこと、などがうかがえるのである。

以上、天皇・春宮の婚礼の衾は新郎方、初渡御儀の衾は新婦方、

貴族層は新婦方で調進すべきものだったことが明らかになる。これは天皇・春宮は嫁取儀礼、貴族層は婿取儀礼だったことと見事に対応している。また、衾覆儀が行われない場合や、略儀だから行わない婚礼がみられた。衾覆儀が早くに衰退する前兆なのかもしれないが、今後の課題にしておきたい。

2 衾の形態

衾覆の衾は、どのような形状であり、素材なのか。平安中期の史料では不明だが、院政期以降の入内を含めた結婚儀礼ではあきらかになる。まず、天皇・春宮への入内では、⑱の『山槐記』記事が詳細である。前述のように、新郎方の春宮庁が衾を準備しなかったため、新婦方が新婦殿舎におくべき衾を急遽使用した。本来の衾の形状について次のように記している。

そもそも是より先、御衾を献ぜらる。その儀、御衾は紅打長さ九尺、弘九幅なり（面に小葵綾、裏平絹、（中略）、件の衾は二重に是を重ねる。押合上差有り（紅練糸なり）。（中略）。打平裏に入れ、衣筥に居う（銀を以て松鶴藤を蒔く。置口□金物折立等）。蒔絵の辛櫃に入る（『山槐記』）

ここでは紅で、長さは九尺、ほぼ二、七メートル、広さは九幅とある。『満佐須計装束抄』の「衾」では、

御ふすま、くれないのうちたるにてくびなし、ながさ八尺、八のか、五の物なり、くびのかたには、くれないのねりとを、ふとらかによりて、二筋ならべて、よこさまに三はりさしをぬふなり、それをくびとしるべし。おもてこあをいのあや。うらひとへもんなり。

とあり、長さ八尺、八幅または五幅としあり、広さが若干相違するものの、紅打、面に小葵綾、裏単文、紅の練糸、等合致するところも多い。長方形であるので、上下を示すために赤の練り糸で印をつけ、そこを「くび」にしたのである。⑳では「まず紅御直垂を著し、その上に御衾を著」していた。直垂とは、直垂衾ともいい、平安朝では庶民の平服であったが、その形が襟・袖のついた衾と似通っていたので略して直垂と称していた、とされる。袖の付いている直垂を懸け、その上に方形に御衾を覆うという二重のようである。

いっぽう、貴族層の衾では、㉑の平範家が宗光を婿取った婚姻儀礼では、寢殿の中央母屋の帳中に「白堅文織物直垂衣を置く」とあり、これが衾であろう。㉒では、「下官衾を覆う（直垂なり）」（『兵範記』）とあり、新婦父平信範が衾を覆ったが、直垂とある。㉓では、婚姻儀礼に使用した衾は御倉に納められており、素材も唐綾だった。この形状は直垂か方形の衾か不明であるが、豪華な素材で新調されたことがうかがえる。以上、婚姻儀礼にとっては貴重で重要なものになったことを指摘しておきたい。

おわりに

以上、史料提示に紙枚を多く割いたが、衾覆儀は、十一世紀前後に天皇・春宮入内から始まり、新婦方母や父が衾覆人となったこと、十一世紀末になると貴族層にも浸透したこと、衾覆人は新婦方母から無憚人へ、さらに父や男性になったこと、婚礼初夜の衾調進は、天皇・春宮は新郎方、貴族層では新婦方が用意したこと、などが史料から解明されたのである。

『江家次第』では、衾覆人は、「物吉の女で上臈の者が覆う」とあった。すると、衾覆人は、新婦母から無憚人たる女性、さらに父や男性へと変容する道筋が仮説として提示されるのではないかと考えられる。また、衾の形状や色など大変興味深い史料も多いが紙数も尽きたので今後の課題にしておきたい。

注

- *1 高群逸枝『招婿婚の研究』講談社、一九五三年、同『日本婚姻史』至文堂、一九六三年。
- *2 中村義男『王朝の風俗と文学』塙書房、一九六二年。
- *3 たとえば、伊藤一男『貴族の通過儀礼 三結婚』（山中裕・鈴木一雄編『平安時代の儀礼と歳事』至文堂、一九九四年）。
- *4 服藤早苗『平安中期の婚姻と家・家族』（加納重文編『源氏物語とその時代』講座源氏物語研究第二巻、おうふう、二〇〇六年）、同『三日夜餅―平安朝貴族の婚姻儀礼の餅』（紫式部学会編『むらさき』四三輯、二〇〇六年）、同『三日夜餅儀の成立と変容―平安王朝貴族の婚姻儀礼』（服藤早苗編『女と子どもの王朝史』森話社、二〇〇七年）、同『説話にみる平安貴族婚姻儀礼の成立』（『説話文学』四十二号、二〇〇七年）、同『書使と後朝使の成立と変容』（小嶋菜温子編『王朝文学と通過儀礼』竹林舎、二〇〇七年）。
- *5 神道大系 朝儀祭祀編四『江家次第』神道大系編纂会、一九九一年使用。
- *6 日本古典文学大系『采花物語』岩波書店、使用。
- *7 服藤早苗『平安中期の婚姻と家・家族』前掲論文。
- *8 『平記』長暦元年十月二十三日条。
- *9 高群逸枝前掲著書、四二八頁。
- *10 日本古典文学全集『竹取物語 伊勢物語 大和物語 平中物語』小学館、一九七二年使用。
- *11 服藤早苗『平安朝の母と子』中央公論社、一九九一年。
- *12 なお、辻垣晃一氏は、「小一条院が藤原寛子を「高松」まで迎えに行っている。」とされるが（辻垣晃一『日本婚姻史の一視角―撰閲家の特殊性を考える』笠谷和比古編『公家と武家Ⅲ』思文閣出版、二〇〇六年）、小一条院は藤原寛子を迎えに行つたのではなく、「此の夜小一条院近衛御門に御す」（『御堂関白記』寛仁元年十一月二十二日条、『采花物語』十三ゆうして、にも詳しい）とあり、小一条院は寛子のいる高松殿（源明子の邸宅）に婿取られている。小一条院は逆に天皇・東宮と違つた対応を受けたのである。筆者は、前掲拙稿『平安中期の婚姻と家・家族』でも論証したが、平安時代には、「臣下の例」が「婿取婚」であり、天皇・東宮は「嫁取婚」だつたと考えている。なお辻垣論文は、婚姻史料を詳細に分析する手法をとつておらず、奇を衒つた論旨には違和感を禁じ得ない。
- *13 服藤早苗『落窪物語』にみる婚姻儀礼』（埼玉学園大学紀要 人間学部篇）第六号、二〇〇六年。
- *14 服藤早苗『三日夜餅儀の成立と変容―平安王朝貴族の婚姻儀礼』前掲論文、同『書使と後朝使の成立と変容』前掲論文。東海林亜矢子「女房女官餐禄」（服藤早苗編『女と子どもの王朝史』前掲書）。
- *15 村上源氏の土御門亭については、高群逸枝前掲書、角田文衛「村上源氏の土御門第」（『角田文衛著作集 王朝文化の諸相』法蔵館、一九八四年、初出は一九七六年）、鷲見等曜「村上源氏の居住形態」（『岐阜経済大学論集』二十一、一九八六年）、高橋秀樹「院政期貴族の祖先祭祀空間」（同著『日本中世の家と親族』吉川弘文館、一九九六年）等参照。
- *16 高群逸枝『平安鎌倉室町家族の研究』国書刊行会、一九八五年。
- *17 高群逸枝『平安鎌倉室町家族の研究』前掲書、参照。
- *18 藤原宗忠家族については、戸田芳実「中右記―躍動する院政期の群像」（『そして、一九七九年』参照）。
- *19 服藤早苗『三日夜餅儀の成立と変容―平安王朝貴族の婚姻儀礼』前掲

衾覆儀の成立と変容

論文。

- *20 河野房雄『平安末期政治史研究』東京堂、一九七九年。
- *21 服藤早苗「書使と後朝使の成立と変容」前掲論文。
- *22 高群逸枝『招婿婚の研究』前掲書。
- *23 栗山圭子「篤子内親王論―二つの家を生きた女性」(服藤早苗編『女と子どもの王朝史』森話社、二〇〇七年)。
- *24 服藤早苗『平安朝の家と女性―北政所の成立』平凡社、一九九七年。
- *25 角田文衛『椒庭秘抄―待賢門院璋子の生涯』(朝日新聞社、一九七五年)では、寵臣である宗通夫妻に代理を命じたとされている。
- *26 「沓懐」に関しては別稿で詳細に論じたいと考えているが、『江家次第』執事でも婚姻儀礼の重要な要素の一つである。
- *27 中村義男前掲書も詳細に引用している。
- *28 『群書類従』巻第百十二、装束。
- *29 小川光八暘『寝所と寝具の文化史』(雄山閣、一九八四年)一〇三頁。

The Birth and Transformation of Fusuma-ooi Ceremony

— The Matrimonial Ceremony in the Aristocracy of Heian

FUKUTO, Sanae

平安貴族層の婚姻儀礼の中に、第一夜に寝所の御帳中に臥した新郎新婦の上に夜具である衾を覆う衾覆儀がある。これは11世紀前後、天皇・東宮への入内から開始された。当初の衾覆人は、新婦の母が多かったが、12世紀になると、夫婦健在で子息が健康に育っている者や服喪中でない者等の「無憚人」へ、さらに男性とりわけ新婦の父へと変容していく。これは、男性優位の非対称のジェンダー構造が構築された社会に対応している。